



労基署便り

令和元年度 No.5

大河原労働基準監督署



令和元年労働災害発生状況（1月～7月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	H30	R1	前年比	H30	R1	前年比
製造業 計	36	27 (1)	-9	265 (2)	227 (1)	-38
食料品製造業	11	5	-6	125	111	-14
機械金属製造業	15	13 (1)	-2	67 (2)	55 (1)	-12
建設業 計	12	18	6	182 (4)	181 (5)	-1
土木工事業	8	7	-1	69 (2)	58 (3)	-11
建築工事業	3	10	7	82 (1)	98 (2)	16
その他の建設	1	1		31 (1)	25	-6
運輸交通業 計	6	5	-1	207 (3)	198 (2)	-9
陸上貨物運送業	6	5	-1	183 (3)	183 (2)	
商業	15	8	-7	253 (2)	194 (1)	-59
全産業	108 (1)	92 (1)	-16	1385 (13)	1162 (12)	-223

休業4日以上之死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数。（人）

（ ）は内数で死亡者数 機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

9月は全国労働衛生週間準備月間です！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に、昭和25年の第1回実施以来、今年で第70回目を迎えます。令和元年度は、「健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場」をスローガンとして10月1日から7日までの1週間展開されます。

各事業場におかれましては、9月1日から9月30日までの衛生週間準備期間及び本週間を契機に、労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図っていただきますようお願いいたします。

取り組み状況をチェックして確認！

事業場実施事項（準備期間に点検する事項）

- 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- 治療と仕事の両立支援対策の推進
- 化学物質による健康障害防止対策の推進
- 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
- 職場における受動喫煙防止対策の推進
- 「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底
- 労働衛生3管理（作業環境管理、作業管理、健康管理）や労働衛生教育の推進と労働衛生管理活動の活性化
- 粉じん、騒音、振動等の作業の特性に応じた防止対策の徹底

詳細については、厚生労働省、中央労働災害防止協会のホームページで確認することができます。監督署入り口にもリーフレットを備えていますので、ご利用ください。

交通労働災害と通勤災害の防止に取り組みましょう！

7月の交通死亡事故多発により、8月8日に宮城県は緊急事態を宣言しました。緊急事態宣言は9月7日までの期限を設けていますが、これを機に交通労働災害の防止と通勤災害の防止について取り組みましょう。

「いつものルート」でも危険個所の再確認を行い、通勤災害を含めて交通事故防止を通年で実施しましょう。労働災害による死亡者の20%ほどが交通事故によるものです。「交通労働災害防止のためのガイドライン」により、積極的に交通労働災害防止対策を推進しましょう

職場の健康診断実施強化月間です！

9月は職場の健康診断実施強化月間です。大河原署管内の平成30年度の一般定期健康診断の有所見率は62.1%と全国(55.5%)及び宮城県(60.7%)よりも高くなっています。項目別では、血中脂質検査、血圧及び肝機能検査で全国より有所見率が高い状況となっています。定期的な健康診断の実施により、労働者の健康確保に努めていただくようお願いします。

労働安全衛生法では、異常の所見があると診断された労働者に対して、医師の意見を聴取し、その意見を勧告し、必要な措置を講ずることとされています(法第66条の5)。

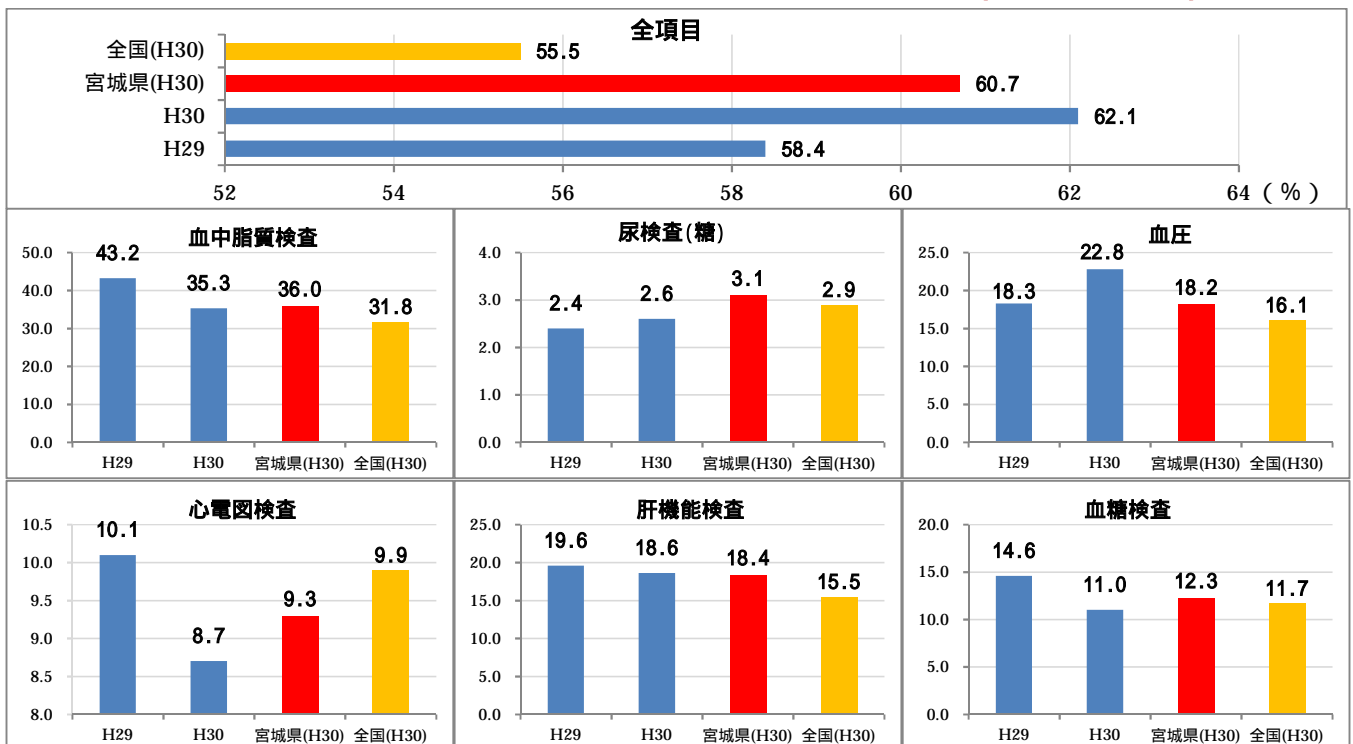
医師の意見を聴く医師については、労働者50人以上の事業場は産業医が適当です。また産業医の選任義務がない50人未満の事業場は仙南地域産業保健センター(連絡先:0224-53-4010)を活用してください。

保健師による健診後の保健指導の無料実施について

労働安全衛生法では、一般健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対して、医師又は保健師による保健指導を受けさせるよう努めなければならないとしています(法66条の7第1項)。宮城産業保健総合支援センターでは、労働者50人未満の小規模事業場の事業者や働く人(要件あり)を対象に、保健師による健診後の保健指導を無料で行っていきます。働く人の健康確保に活用ください。

【お問い合わせ先】(独)労働者健康安全機構 宮城産業保健総合支援センター TEL:022-267-4229

全国・宮城県内及び大河原署管内の定期健康診断における有所見率(青色:大河原署管内)



「せんなん健康チャレンジウィーク2019」にチャレンジ！！

宮城県仙南保健所では、働く人の健康づくりの取組の一環として、「せんなん健康チャレンジウィーク2019」を10月1日から7日の7日間実施します。取り組み内容は、受動喫煙防止やノー残業デー推進のほか、いろいろなコースを用意しています。健康づくりのきっかけに、ぜひ取り組んでみませんか？

申込期間は9月2日から20日です。事業場、施設、団体単位で申込ください。申込方法や内容等の詳細は、宮城県仙南保健所(成人・高齢班)(TEL:0224-53-3120)にご連絡ください。

これらの3コースから項目を一つ又は複数選んでチャレンジします。

コース名	項目	内容
情報提供	健康情報ポスター掲示	ポスターを事業所に掲示
からだチェック	塩分チェックシート活用	従業員等にチェックシートを配付し、塩分摂取傾向自己チェック
	歩数チェックシート活用	従業員等にチェックシートを配付し、スマートフォン・歩数計等で測定した1日の歩数を記録
からだにやさしい環境づくり	受動喫煙防止対策推進	敷地内禁煙、施設内禁煙、施設内分煙を終日実施
	運動・健康機器設置	血圧計、体重計、バランスボールやダンベル等の設置
	ノー残業デー推進	定時退勤で健康づくりに取り組みやすい雰囲気づくり
	健康づくりイベント等実施	施設(団体)独自の健康づくりの取組等の実施

発行:大河原労働基準監督署(TEL0224-53-2154) 柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働条件関係は監督課、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、

労働保険料・労災保険関係は労災係まで。

宮城労働局メールマガジン登録受付中!!最新の情報をコンパクトに提供しています。登録は

(空メールを右のコード:miyagiroudou@km.moweb.jp あてに送信してください。)



から。